

尼崎市都市計画審議会の会議の公開等に関する要綱

平成15年8月1日施行

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、尼崎市都市計画審議会運営規程（昭和44年12月1日施行。以下「運営規程」という。）第6条第4項及び第13条本文の規定に基づき、尼崎市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開等について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催日時等の公表等)

第2条 会議を開催する場合は、その開催の日（以下「開催日」という。）の7日前までに会議の開催の日時及び場所その他の必要事項を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する場合その他開催日の7日前までに公表することが困難であると会長が認める場合は、開催日の7日前の翌日から当該開催日までの間にその公表を行うことができる。

2 前項の規定による公表は、運営規程第4条第1項の規定による通知を行った後に行うものとする。

3 第1項の規定による公表は、尼崎市役所本庁舎1階の掲示板等又は審議会の事務局（以下「事務局」という。）の窓口における掲示、尼崎市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）上への掲載等により行うほか、可能な範囲で市報あまがさきへの掲載により行うものとする。

4 第1項の規定により公表される事項は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げる事項について、同項の規定による公表をもって、会議の付議事件に係る情報のうち尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2号に該当するものが明らかになるときは、この限りでない。

- (1) 開催の日時
- (2) 開催の場所
- (3) 調査審議事項又は市長からの報告事項
- (4) 傍聴の可否
- (5) 傍聴の定員
- (6) 傍聴の受付時間
- (7) 事務局の連絡先
- (8) その他会長が必要と認める事項

5 第1項の規定による公表を市報あまがさきへの掲載により行うときは、前項本文の規定にかかわらず、その公表する事項を紙面の都合により決めることができる。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴人（尼崎市政の報道の任務に当たる者（尼崎市政記者クラブの構成員である記者に限る。以下「報道関係者」という。）及び尼崎市議会議員である者（以下「報道関係者等」という。）を除く。）の定員は、原則として10人とする。ただし、会長が、会場の規模に応じ必要があると認めるときは、その定員を変更することができる。

(傍聴の手続等)

第4条 会議の傍聴を希望する者（以下「希望者」という。）は、当該会議の開会時刻の30

分前から15分前までの間に当該会議の開催場所の前に参集し、会議の会場の入口付近に備え付けられた傍聴受付簿（第1号様式）に必要事項を記入するものとする。

- 2 希望者が前条に規定する定員（以下「定員」という。）を超える場合は、くじで傍聴人を決定するものとする。
- 3 開会時刻の15分前を経過した後に会議の傍聴を申し出た者は、その申出の時点で定員の範囲内で人数に余剰がある場合は、先着順で傍聴することができる。
- 4 第1項の規定は、前項の規定により傍聴することができる者について準用する。この場合において、第1項中「会議の開会時刻の30分前から15分前までの間に当該会議の開催場所の前に参集し、会議」とあるのは、「会議」と読み替えるものとする。

（傍聴券の受取等）

第5条 希望者（前条第2項の規定によりくじで傍聴人が決定されたときは、その決定を受けた者）及び同条第3項の規定により傍聴することができる者（以下これらの者を「傍聴者」という。）は、事務局の職員から傍聴券（第2号様式）の交付を受け、これを所持して傍聴席に着席しなければならない。

- 2 傍聴券を所持していない者は、会議を傍聴することができない。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終えたときは、傍聴券を事務局の職員に返還しなければならない。

（傍聴することができない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。ただし、第6号に該当する者で、その保護者等による監督が一定見込まれ、会長がその傍聴を認めることで会議の進行に支障を来さないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに準ずるものを携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットその他これらに準ずるものを着用し、又は装備している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又はラジオ、拡声器その他音声を発する機器を持ち込んでいる者
- (6) 未就学児
- (7) その他会議の進行を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあると会長が認める者

（傍聴者が守るべき事項）

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に議事を聴き、けん騒にわたる行為をしないこと。
- (2) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (3) 議事の内容又は審議会の委員（審議会臨時委員及び専門委員を含む。以下同じ。）の発言に批判又は賛否の意を表明しないこと。
- (4) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (6) 携帯電話は使用せず、その電源を切ること。
- (7) 会長又は事務局の職員の指示に従うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の進行を妨害し、人に迷惑を及ぼし、又はその他会議の秩序を乱すような行為をしないこと。

(写真、映像等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴者は、会議の会場において写真、映像等を撮影し、又は録音等を行うことができない。

(会議が非公開となる場合の傍聴者の退場)

第9条 傍聴者は、運営規程第6条第1項ただし書の規定により会議が公開されないと決せられたときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴不適格者等に対する退場命令等)

第10条 会長は、傍聴者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該傍聴者に対し退場を命ずることができる。

- (1) 傍聴席に着席した後に第6条各号のいずれか（同条第6号に掲げる者にあつては、同条ただし書に規定する者を除く。）に該当していることが判明したとき。
- (2) 第7条第8号に掲げる事項を守っていないとき（会長が次項の規定による命令を行う必要がないと認めるときに限る。）。

2 会長は、傍聴者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該傍聴者に対し、その是正その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。この場合において、その命令に従わなければ退場を命ずる旨警告することができる。

- (1) 第7条各号に掲げる事項のいずれかを守っていないとき（同条第8号に掲げる事項を守っていないと会長が認めるときは、当該傍聴者が前項第2号に該当することにより会長が同項の規定により退場を命ずるときを除く。）。
- (2) その他この要綱の規定に違反しているとき。

3 会長は、前項の規定による命令を受けた傍聴者が当該命令に従っていないと認めるときは、当該傍聴者に対し退場を命ずることができる。

(会議資料の取扱い)

第11条 会議資料は、原則として傍聴者に配布するものとする。ただし、次のいずれかに該当する事項については、当該会議資料の全部若しくは一部を配付せず、又は当該会議資料の一部を明示せずに配付することができる。

- (1) 情報公開条例第7条各号に該当する事項
- (2) 当該会議資料の全部を配付し、又は明示することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、又はそのおそれがあると会長が認める事項

2 前項の規定により配付された資料は、会議終了後に事務局の職員が回収するものとする。

3 会議資料は、会議終了後に市ホームページで公表する。

4 第1項ただし書の規定は、前項の規定により会議資料を公表する場合について準用する。この場合において、第1項ただし書の規定中「配付せず」とあるのは「公表せず」と、「配付する」とあるのは「公表する」と、同項第2号中「配付し、又は明示する」とあるのは「公表する」と、「より」とあるのは「より今後の会議において」と読み替えるものとする。

(報道関係者等)

第12条 第4条第1項及び第5条から前条までの規定は、報道関係者等について準用する。
この場合において、同項中「開会時刻の30分前から15分前までの間」とあるのは「開会時刻まで」と、第5条第1項及び第7条第2号中「傍聴席」とあるのは「報道関係者・議員席」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第8条の規定にかかわらず、報道関係者は、同項において読み替えて準用する第4条第1項の規定による傍聴受付簿への記入の際、写真又は映像の撮影の許可を会長に願い出て、会長の許可を得たときは、議事に入る前に限り撮影を行うことができる。

3 前項の規定による願出は、写真撮影等許可願（第3号様式）を提出することにより行わなければならない。

4 会長は、第2項の許可については、あらかじめ審議会に諮って行うものとする。
（会議録の要旨の公表）

第13条 事務局は、会議が終了したときは、速やかに、会議録を作成し、運営規程第11条の規定による指名を受けた委員による確認を受けた後は、その要旨を市ホームページで公表するものとする。ただし、当該会議録のうち、運営規程第6条第1項ただし書の規定により公開されなかった会議の部分に係るものについては、この限りでない。

2 前項ただし書に規定するもののほか、同項の規定により公表される会議録には、次に掲げる事項について、掲載せず、又は特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。

(1) 議事の内容のうち、情報公開条例第7条各号に該当する事項

(2) 発言した審議会の委員の氏名

3 第1項の規定による公表の期間の末日は、その会議が開催された日の5年後の日の属する年度の末日とする。ただし、当該会議に係る案件の調査審議が次年度以後に継続する場合等で、引き続き公表することが適当であると認められるときは、当該期間を延長することができる。

（施行の細目）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、会長が定める。

（分科会への準用）

第15条 前各条及び第1号様式から第3号様式までの規定は、条例第9条第1項の規定により審議会に置かれる分科会（以下「分科会」という。）について準用する。この場合において、第1条中「第6条第4項及び」とあるのは「第14条において読み替えて準用する運営規程第6条第4項及び第14条において準用する運営規程」と、「尼崎市都市計画審議会（以下「審議会」という。）」とあるのは「分科会」と、第2条第1項ただし書中「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前項」と、「運営規程」とあるのは「運営規程第14条において読み替えて準用する運営規程」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第1項」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第1項」と、同項ただし書中「第3号」とあるのは「同条において準用する第3号」と、同項第8号中「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第5項中「第1項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第1項」と、「前項本文」とあるのは「同条

において読み替えて準用する前項本文」と、第3条ただし書中「会長」とあるのは「分科会長」と、第4条第1項中「第1号様式」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第1号様式」と、同条第2項中「前条」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前条」と、同条第4項中「第1項の」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第1項の」と、「前項」とあるのは「同条において準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条において読み替えて準用する第1項」と、第5条第1項中「前条第2項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前条第2項」と、「同条第3項」とあるのは「第15条において準用する前条第3項」と、「第2号様式」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第2号様式」と、第6条ただし書中「第6号」とあるのは「第15条において準用する第6号」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第7号中「会長」とあるのは「分科会長」と、第7条第3号中「審議会臨時委員及び専門委員」とあるのは「当該分科会に属すべき審議会臨時委員及び専門委員並びに当該分科会に置かれる専属委員及び臨時委員」と、同条第7号中「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第8号中「前各号」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前各号」と、第9条中「運営規程」とあるのは「運営規程第14条において準用する運営規程」と、第10条第1項中「会長は」とあるのは「分科会長は」と、同項第1号中「第6条各号」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第6条各号」と、「同条第6号」とあるのは「第15条において準用する第6条第6号」と、「同条ただし書」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第6条ただし書」と、同項第2号中「第7条第8号」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第7条第8号」と、「会長が次項」とあるのは「分科会長が第15条において読み替えて準用する次項」と、同条第2項中「会長は」とあるのは「分科会長は」と、同項第1号中「第7条各号」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第7条各号」と、「同条第8号」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第7条第8号」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「前項第2号」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前項第2号」と、「同項」とあるのは「同条において読み替えて準用する同項」と、同条第3項中「会長は、前項」とあるのは「分科会長は、第15条において読み替えて準用する前項」と、第11条第1項第2号中「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前項」と、同条第4項中「第1項ただし書の規定は、前項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第1項ただし書の規定は、同条において準用する前項」と、「第1項ただし書」とあるのは「同条において読み替えて準用する第1項ただし書」と、「同項第2号」とあるのは「同条において読み替えて準用する同項第2号」と、第12条第1項中「第4条第1項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第4条第1項」と、「同項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する同項」と、「第5条第1項及び」とあるのは「第15条において読み替えて準用する第5条第1項及び第15条において準用する」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前項」と、「第8条」とあるのは「同条において準用する第8条」と、「同項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する同項」と、「第4条第1項」とあるのは「同条において準用する第4条第1項」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第15条において読み替えて準用する前項」と、「第3号様式」とあ

るのは「同条において読み替えて準用する第3号様式」と、同条第4項中「会長は、第2項」とあるのは「分科会長は、第15条において読み替えて準用する第2項」と、第13条第1項本文中「運営規程」とあるのは「運営規程第14条において読み替えて準用する運営規程」と、同項ただし書中「運営規程」とあるのは「運営規程第14条において準用する運営規程」と、同条第2項中「前項ただし書」とあるのは「第15条において準用する前項ただし書」と、「同項」とあるのは「同条において準用する同項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第15条において準用する第1項」と、前条中「事項は、会長」とあるのは「事項（分科会に関する事項に限る。）は、その分科会長」と、第1号様式及び第2号様式中「尼崎市都市計画審議会」とあるのは「尼崎市都市計画審議会 分科会」と、第3号様式中「尼崎市都市計画審議会会長 様」とあるのは「尼崎市都市計画審議会 分科会分科会長 様」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行し、同日以後に開催する審議会について適用する。

<以下改正附則>

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年8月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に行われている尼崎市都市計画審議会の会議の会議録の公表は、この要綱による改正後の尼崎市都市計画審議会の会議の公開等に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）第13条第1項の規定による公表とみなす。

3 前項の規定は、この要綱の施行の際現に公表されている会議録で次の各号に掲げる附属機関の各会議のものについて準用する。この場合において、同項中「第13条第1項」とあるのは、「第15条において準用する改正後の要綱第13条第1項」と読み替えるものとする。

(1) 尼崎市都市計画審議会条例の一部を改正する条例（令和2年尼崎市条例第50号。以下「改正条例」という。）付則第2項（第1号に限る。）の規定による廃止前の尼崎市公園緑地審議会条例（平成元年尼崎市条例第14号）第1条の規定により置かれていた尼崎市公園緑地審議会

(2) 改正条例付則第2項（第2号に限る。）の規定による廃止前の尼崎市住環境整備審議会条例（平成18年尼崎市条例第63号）第1条の規定により置かれていた尼崎市住環境整備審議会

(3) 改正条例付則第2項（第3号に限る。）の規定による廃止前の尼崎市住宅政策審議会条例（令和元年尼崎市条例第8号）第1条の規定により置かれていた尼崎市住宅政策審議会

(4) 改正条例付則第3項の規定による改正前の尼崎市都市美形成条例（昭和59年尼崎市条例第41号）第28条第1項の規定により置かれていた尼崎市都市美審議会

第1号様式

傍聴受付簿

尼崎市都市計画審議会

第 回 令和 年 月 日

番号	住所	氏名	(事務局記入欄) 傍聴券 NO.
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			

第2号様式

				No. ○○	
傍 聴 券					
尼崎市都市計画審議会					
第	回	令和	年	月	日開催

写 真 撮 影 等 許 可 願	
撮影等年月日	第 回 令和 年 月 日
撮影等の目的	
撮影者等の住所 及び氏名	(住所)
	(氏名)
フラッシュ使用 の有無	有 ・ 無
備考	
上記のとおり許可願います。 令和 年 月 日 尼崎市都市計画審議会会長 様 (願出者氏名) _____	